

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年10月29日 |
| 【会社名】 | 株式会社幸和製作所 |
| 【英訳名】 | K O W A C O . , L T D . |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 玉田 秀明 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1 |
| 【電話番号】 | (072) - 238 - 0605 |
| 【事務連絡者氏名】 | 統括部長 山川 晋 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1 |
| 【電話番号】 | (072) - 238 - 0605 |
| 【事務連絡者氏名】 | 統括部長 山川 晋 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 82,674,700円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、2021年10月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------|--|
| 普通株式 | 82,100株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

(注) 1 2021年10月29日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 2021年10月29日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式547,900株の一般募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、82,100株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2021年12月10日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|---------|------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 82,100株 | 82,674,700 | 41,337,350 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 82,100株 | 82,674,700 | 41,337,350 |

（注）1 前記「1 新規発行株式」（注）2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|-------------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | 大和証券株式会社 |
| 割当株数 | 82,100株 |
| 払込金額の総額 | 82,674,700円 |
| 割当てが行われる条件 | 前記「1 新規発行株式」（注）2に記載のとおり |

- 2 前記「1 新規発行株式」（注）2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、2021年10月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|------------|------------|--------|----------------|----------|----------------|
| 未定 （注）1 | 未定 （注）1 | 100株 | 2021年12月14日（火） | 該当事項なし | 2021年12月15日（水） |

- （注）1 発行価格及び資本組入額については、2021年11月9日（火）から2021年11月12日（金）までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、割当を受ける権利は消滅します。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとし、

（3）【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------|---------------------|
| 株式会社幸和製作所 本店 | 大阪府堺市堺区海山町三丁目159番地1 |

（4）【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|---------------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 玉出支店 | 大阪府大阪市西成区玉出西2丁目1番1号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|------------|--------------|------------|
| 82,674,700 | 3,000,000 | 79,674,700 |

（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2021年10月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限79,674,700円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額540,735,300円と合わせた、手取概算額合計上限620,410,000円について、2024年2月期までに、子会社への投融資に387,000,000円を、残額を財務基盤強化のための借入金の返済に充当する予定であります。

子会社への投融資につきましては、設備投資資金に258,000,000円を、新製品開発のための研究開発費に129,000,000円を充当する予定であります。

設備投資の具体的な使途としましては、新商品に係る金型の作成に165,000,000円（2023年2月期100,000,000円、2024年2月期65,000,000円）、工場移転に伴う建物付属設備等の設備資金に70,000,000円（2023年2月期70,000,000円）、生産管理システムの刷新に23,000,000円（2022年2月期11,000,000円、2023年2月期12,000,000円）を充当する予定であります。

新製品開発のための研究開発費につきましては、EC事業拡大の為の研究開発費として129,000,000円（2023年2月期30,000,000円、2024年2月期99,000,000円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

また、本有価証券届出書提出日（2021年10月29日）現在の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

資金調達の背景及び目的

当社グループは、介護用品及び福祉用具の開発・製造・販売を通じて高齢者がいつまでも健やかに、元気に、生きがいを持って、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に寄与できる社会の構築により、社会貢献の実現を目指しております。

当社グループが属する介護用品・福祉用具業界におきましては、利用者である高齢者人口の増加傾向が2042年まで続くと予想されております。

このような状況のなか当社グループは、「1．販売チャネル及び取扱い製品領域の拡大」、「2．シニア関連事業の拡大」、「3．介護ロボット事業の確立」、「4．海外事業の開拓」を主な経営方針として事業活動を進めております。

1．販売チャネル及び取扱い製品領域の拡大

当社グループは、これまで、介護用品（介護保険対象外商品）についてホームセンターや量販店を中心に販路を広げてきました。当社の連結子会社（当社株式持分51%）である株式会社ネクストケア・イノベーションがEC事業を展開しており、インターネット等を介した介護用品・福祉用具の通信販売を展開しております。また、さらなる成長に向けて、百貨店及びかばん専門店等、販路を拡大し、歩行補助カートの展開を進めております。さらに、当社グループは、歩行車、シルバーカー及び歩行補助杖等歩行系の介護用品・福祉用具を強みとして事業を展開してまいりましたが、当社の連結子会社（当社株式持分100%）である株式会社シクロケアが介護保険における住宅改修用品及び介護保険貸与（レンタル）の対象となる手すりやスロープ、また、介護保険販売の対象品目となる特定福祉用具の入浴補助具（すのこ）等の製造・販売を行っており、同社の製品群が当社グループの介護分野における製品の領域拡大、品揃え強化を担っております。今後も事業の成長を加速するため、販売チャネル及び取扱い製品領域の拡大を行っております。

2．シニア関連事業の拡大

当社の連結子会社（当社株式持分100%）である株式会社幸和ライフゼーションは、ご利用者の住環境に合わせた福祉用具をご利用者の視点に立って提案する福祉用具貸与（レンタル）事業を展開しており、地域の介護福祉に貢献し、さらなる事業の拡大を目指しております。また、当社グループの強みは、市場からいち早くニーズを吸い上げ、製品化する開発力にあります。今後の市場における優位性の確保には開発力が重要であるという認識のもと、その経営資源の強化を課題として取り組んでおります。

3. 介護ロボット事業の確立

当社グループは、利用者の転倒防止を目的とした「自立支援型転倒防止ロボット歩行車」を2021年2月期の上市、また、認知症の人の生活不安・ストレスを軽減する「コミュニケーションロボット」を2022年3月の上市を目指して開発に取り組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実証実験が進められない状況となったため、両製品の上市予定を未定としております。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、実証実験の開始時期を早急に検討し、1日も早い介護ロボットの上市を目指すとともに、従来の技術では解決できなかった介護の現場における問題を解決するため、引き続き、介護ロボット製品開発及び上市に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

4. 海外事業の開拓

当社グループは、今後、高齢化社会を迎える東アジア及び東南アジア地域（韓国、中国、台湾、香港、インドネシア、タイ）におきまして、介護用品・福祉用具の販売の強化に取り組んでおります。台湾におきましては、2018年に介護給付を目的とした制度の導入が開始されており、同国に対する営業活動を進めております。また、すでに老人長期療養保険制度（日本の介護保険制度に相当する制度）が導入されている韓国においても受注が堅調に推移しております。当社グループは、海外でこのような状況を踏まえ、積極的に海外における展示会に出展を行うこと等により、海外事業の拡大に取り組んでおります。

今回の新株式発行による調達資金については、当社グループの成長資金として、主に、「1. 販売チャネル及び取扱い製品領域の拡大」に向けて、当社グループの強みである市場からいち早くニーズを吸い上げ、製品化する開発力を活かし、当社の生産拠点である東莞幸和家庭日用品有限公司における更なる新商品の開発に伴う金型作成費及び賃借料等の工場管理コスト削減と生産効率向上を目的とした工場移転、経営に直結する原価管理・生産管理の向上を目的として、老朽化した原価管理システム・生産管理システムの刷新に係る設備投資資金に充当する予定です。また、株式会社ネクストケア・イノベーションにおけるEC事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間中において、巣ごもり需要の影響から売上高が好調に推移いたしました。今後もEC事業におけるインターネット販売の需要は伸長していくと考えられるため、主力商品である車いす等の新商品開発に係る研究開発費に充当する予定です。併せて、財務基盤の一層の強化と機動的な経営戦略を支える財務体質の構築のために、借入金の返済資金への充当も予定しております。

上記の通り、当社グループは、本資金調達により、主な経営方針のひとつである「1. 販売チャネル及び取扱い製品領域の拡大」を促進することで、収益力の強化及び当社グループの中長期的な成長を加速したいと考えております。また、有利子負債ではなく増資による資本増強を行うことで、財務基盤の一層の強化と機動的な経営戦略を支える財務体質の構築による強固な経営基盤の確立を図ってまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（2021年10月29日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については2021年8月31日現在）、以下のとおりとなっております。

| 会社名 | 事業所名 （所在地） | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の増 加能力 |
|-----------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | 総額 （千円） | 既支払額 （千円） | | 着手 | 完了 | |
| 東莞幸和家庭 日用品 有限公司 | 東莞工場 （中国広東省東 莞市） | 介護用品・福 祉用具製造販 売事業 | 生産管理 システム | 44,731 | 21,220 | 自己資金 及び増資資 金 | 2020年 7月 | 2022年 1月 | 注3 |
| 東莞幸和家庭 日用品 有限公司 | 東莞工場 （中国広東省東 莞市） | 介護用品・福 祉用具製造販 売事業 | 工場移転に 伴う建物付 属設備等 | 70,000 | - | 増資資金 | 2022年 11月 | 2022年 12月 | 注4 |
| 東莞幸和家庭 日用品 有限公司 | 東莞工場 （中国広東省東 莞市） | 介護用品・福 祉用具製造販 売事業 | 金型 | 165,000 | - | 増資資金 | 2022年 4月 | 2023年 11月 | 注5 |

（注）1．上記金額には消費税等は含まれておりません。

2．工場移転の投資予定額には差入敷金が含まれております。

3．完成後の増加能力については、製品製造に係る生産管理システムであり、生産能力の増加を伴わないため、記載を省略しております。

4．完成後の増加能力は、算出することが困難なため、記載を省略しております。

5．完成後の増加能力については、新製品に係る金型であり、生産能力の増加を伴わないため、記載を省略しております。

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期）に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（2021年10月29日）までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数（株） | 発行済株式総数 残高（株） | 資本金増減額 （千円） | 資本金残高 （千円） | 資本準備金増 減額（千円） | 資本準備金残 高（千円） |
|---------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2021年3月1日～ 2021年10月29日 | 10,740 | 4,353,990 | 2,953 | 576,199 | 2,953 | 502,569 |

（注）新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期）及び四半期報告書（第35期第2四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年10月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2021年10月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

4 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)の提出日(2021年5月28日)以後、本有価証券届出書提出日(2021年10月29日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2021年5月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2021年5月28日開催の当社第34期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 43,431,840円

効力発生日 2021年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るために、監査役会設置会社から監査等委員設置会社へ移行するため、現行定款を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役として、玉田栄一、玉田秀明、植田 樹の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員として、藤田清文、小島幸保、加藤伸隆の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査等委員1名選任の件

補欠監査等委員として、高森裕行の1名を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を年額300,000千円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の報酬等の額を年額30,000千円と定めるものであります。

第8号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、以下を選任するものであります。

東陽監査法人

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果および賛成割合(%) |
|--|----------------------------|-------------------|-------------|------|----------------------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 34,240 | 62 | 0 | (注1) | 可決 99.61 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 34,240 | 61 | 0 | (注2) | 可決 99.61 |
| 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件 玉田 栄一 玉田 秀明 植田 樹 | 34,211 34,372 34,214 | 91 96 88 | 0 0 0 | (注3) | 可決 99.53 可決 99.51 可決 99.54 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 藤田 清文 小島 幸保 加藤 伸隆 | 34,165 34,164 34,168 | 137 138 134 | 0 0 0 | (注3) | 可決 99.39 可決 99.39 可決 99.40 |
| 第5号議案 補欠監査等委員1名選任の件 高森 裕行 | 34,238 | 64 | 0 | (注3) | 可決 99.61 |
| 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件 | 34,187 | 115 | 0 | (注1) | 可決 99.46 |
| 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 | 34,202 | 100 | 0 | (注1) | 可決 99.50 |
| 第8号議案 会計監査人選任の件 | 34,237 | 65 | 0 | (注1) | 可決 99.60 |

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|-------------------|---------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第34期) | 自 2020年3月1日 至 2021年2月28日 | 2021年5月28日 近畿財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 (第34期) | 自 2020年3月1日 至 2021年2月28日 | 2021年10月29日 近畿財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第35期第2四半期) | 自 2021年6月1日 至 2021年8月31日 | 2021年10月15日 近畿財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月28日

株式会社幸和製作所

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 英樹 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸和製作所の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸和製作所及び連結子会社の2021年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社幸和製作所の2021年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社幸和製作所が2021年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社幸和製作所

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 英樹 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸和製作所の2020年3月1日から2021年2月28日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸和製作所の2021年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月15日

株式会社幸和製作所

取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 川越 宗一 印指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡本 徹 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸和製作所の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸和製作所及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年2月28日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2020年10月15日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2021年5月28日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。